

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アズワン株式会社			コード	7476
提出日	2026/6/8	異動（予定）日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である鈴木一孝氏が退任。また、豊田司氏を新任の監査等委員である取締役（社外）の候補者として選任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小滝 一彦	社外取締役	○													○		有
2	金井 美智子	社外取締役	○													○		有
3	中小路 久美代	社外取締役	○													○		有
4	三浦 由布子	社外取締役	○													○		有
5	豊田 司	社外取締役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当要項なし	元経済産業省官僚及び大学の経済学部教授として幅広い経験と専門知識を有しておられることから、今後も引き続き経営に対する適切な監督と有効な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役候補者に選任しております。 また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主及び当社との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当要項なし	弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、今後も引き続き経営に対する適切な監督と有効な助言をいただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者に選任しております。 また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主及び当社との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当要項なし	人工知能やデータサイエンスをはじめとした情報通信分野における豊富な経験と専門知識を有しておられることから、当社におけるeコマース事業、情報通信に係る施策及びAIデータ活用等に対する適切な監督と有効な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者に選任しております。 また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主及び当社との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当要項なし	公認会計士及び他社における監査役としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、経営に対する適切な監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者に選任しております。 また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主及び当社との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
5	豊田司氏は、当社取引銀行である株式会社りそな銀行での勤務経験がありますが、2023年4月より、同行とは何ら資本関係のない事業会社で3年間勤務しています。なお、2026年3月期末現在、当社グループの総借入残高47億円のうち、同行からの借入額は26億25百万円であり、総資産の2.6%程度と僅かな金額です。当社は高い財務健全性を維持し十分な手元資金を有していることから、銀行からの資金調達に依存しておりません。また、当社はりそな銀行以外の複数の大手銀行との取引関係を有しており、りそな銀行との取引は他の金融機関への代替が十分に可能であると考えています。	金融機関や建設業界において会計・財務、コンプライアンス・リスク管理の責任者として豊富な経験と専門知識を有することから、当社取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、あらたに取締役候補者としております。また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主及び当社との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社「社外取締役の独立性判断基準」については、以下URLに掲載のコーポレートがバンス報告書【独立役員関係】その他独立役員に関する事項＜社外取締役の独立性判断基準＞に記載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.as-1.co.jp/ir/assets/pdf/b756e73fc5df985ee81834d00ddab0c3.pdf>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。